第1章 総 則

(目的)

第1条 就業規則第45条の定めにより、就業規則第46条の原則に沿って従業員の賃金の決定、計算及 び支払方法、締切及び支払時期並びに昇給に関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条により就業規則を適用することとされた全ての従業員に適用する。

(賃金の種類)

- 第3条 賃金の種類は次の通りとする。
 - (1)給与
 - (2)賞与
 - (3)特別慰労金

特別慰労金は実際に出すことを想定していません。従来の営業手当及び技術手当を廃止する 代わりの「目玉商品」としてあえて付け加えたものです。一方的な賃下げにつながるかもし れないという不安を抱かせないための精神安定剤のひとつとして設けました。

(控除)

- 第4条 賃金の支給に当たっては次の各号のうち該当するものを控除する。
 - (1)源泉所得税
 - (2)住民税
 - (3)健康保険料
 - (4)介護保険料
 - (5)厚生年金保険料
 - (6)雇用保険料
 - (7)会社と従業員代表との書面協定によるもの
 - (8)従業員からの依頼によりその負債を相殺するための返済金
 - (9)過払いを相殺するために計上した金額

(支払方法)

- 第5条 原則として、賃金のうち千円以上の部分は現金で支払い、千円未満の端数分は銀行振込により支払う。ただし従業員が希望するときは、賃金の全額を銀行振込により支払う。
 - 2 支払日に本人が受け取ることができないときは、前項の規定にかかわらず、賃金の全額を銀行振込により支払うことができる。なお、死亡退職の場合は、原則として、銀行振込により支払う。

実態に即して分かりやすく表現しました。出張などの場合は会社で現金を一時預かってもいいし、物騒なら強制的に銀行振込ができるようにし、また死亡退職では本人名義の口座に振込めば相続のごたごたに巻き込まれなくて安心です。

第2章 給 与

(原則)

- 第6条 給与は、計算期間に労務の提供があった全従業員に対して、毎月決まって支払う。
 - 2 給与は、ノーワーク・ノーペイの原則により計算する。

(計算期間、支払時期)

第7条 給与の締切は毎月末日とし、1日から月末までの期間の働きに対する給与を翌月5日に支給する。但し、支給日が金融機関の休日に当たるときは、その後の最初の営業日から5日以内に支給する。

(給与の内訳)

- 第8条 給与の内訳は次の通りとする。
 - (1)基本給
 - (2)時間外勤務手当
 - (3)通勤手当

(基本給)

- 第9条 基本給は日給月給とし、会社が決定した従業員の等級に応じて別表1の金額とする。
 - 2 従業員の等級は、別に定める人事評価規程により決定する。
 - 3 定期昇給及びベースアップは行わない。なお、定期的な等級の見直しは3月1日付で行う。
 - 4 自己都合又は懲戒処分により計算期間の一部について労務の提供が無かったときは、次の計算式により日割り又は時間割で基本給を減額する。
 - (1)月の出勤日が10日以上のとき
 - 基本給 = 別表 1 の金額×(1-不就労日÷平均月所定労働日数)
 - (2)月の出勤日が10日未満のとき
 - 基本給 = 別表 1 の金額×就労日÷平均月所定労働日数
 - 5 第1項の規定にかかわらず、時間給として雇用契約を締結した従業員の賃金は、別に定める パート従業員規程の定めを準用して計算する。

時間給の正社員は当面想定していませんが、今後変化の激しいIT分野への発展も視野に入れて、就業形態の多様化に対応できるように付け加えました。

(昇級の申請)

- 第10条 高い業務目標の達成、責任のある部署への挑戦等にチャレンジする従業員は、その達成を等級に反映させるように賞罰委員会に申請することができる。
 - 2 賞罰委員会は、第1項の申請を審議し、達成されるべき業務目標及び反映させる新等級を申 請者に通知する。
 - 3 賞罰委員会が等級に反映させることと決定したチャレンジが成功したときは、新等級を決定し、辞令によって本人に通知する。

参加意識、原価意識、チャレンジ精神は目標計画管理等の取組みで培っていきますが、このような会社がフリーハンドを持つ制度では「給与を下げられる不安」が先に出ますから、それを緩和するために設けました。

(時間外勤務手当)

- 第11条 時間外勤務手当の計算は次の通りとする。なお、第9条第4項に該当するときの時間外勤務 手当の計算に用いる基本給の額は別表1の金額とする。
 - (1)時間外勤務手当=残業手当+休出手当+深夜割増分
 - (2)残業手当=基本給×残業時間÷平均月所定労働時間×1.25
 - (3)休出手当 = 基本給×休日勤務時間÷平均月所定労働時間×1.35
 - (4)深夜割増分=基本給×深夜勤務時間÷平均月所定労働時間×0.25

- 2 前項第2号の残業時間は、残業命令簿に記載の勤務時間のうち所定労働時間を加えて1日8時間を越えて労働した時間と1週40時間(所定労働日が6日間である週は48時間)を越えて労働した時間を加えて得た時間とする。この場合にあって、上長の許可なしにした残業は賃金の計算に含めない。
- 3 第1項第3号の休日は日曜日とする。但し業務の都合により休日を振り替えたときはその振り替えた日とする。なお、所定労働時間のない休日勤務に残業時間が発生することはない。
- 4 第1項第4号の深夜は午後10時から翌午前5時までの間とする。
- 5 残業手当、休出手当及び深夜割増分の計算の結果1円未満の端数を生じたときは端数を切り 捨てる。
- 6 第1項第2号及び第3号の手当は4級職以上の従業員には支給しない。 休出は日曜日のみで、休日の土曜出勤であれば残業時間になります。また、深夜業は残業でなければ1.25倍でいいので、残業手当または休出手当とは別にプラス分として加算します。 また、金額からみて、別表1では管理職は4級以上が一般的です。

(通勤手当)

- 第12条 公共交通機関によるもっとも安価な経路での通勤を希望する従業員には、通勤に必要な公共 交通機関の定期乗車券またはその購入に必要な金額の通勤手当を支給する。但し、月20,000円 を限度とする。
 - 2 自家用車によるもっとも合理的な経路での通勤を希望する従業員には、自宅と主に勤務する 就業場所との直線距離に応じて次の通勤手当を支給する。

| (1)1km未満 | 支給しない |
|-----------------------|---------|
| (2) 1 k m ~ 5 k m | 2,000円 |
| (3) 5 k m ~ 10 k m | 4,000円 |
| (4) 10 k m ~ 15 k m | 6,000円 |
| (5)15km~20km | 8,000円 |
| (6)20km以上 | 10,000円 |

- 3 従業員の健康の保持・増進を援助するために、1km以上の距離を自転車または徒歩で通勤する従業員には前項の各通勤距離に応じて、各号の通勤手当の額に500円を加えた額の通勤手当を支給する。
- 4 計算期間の一部について労務の提供が無かったときは、原則として、第9条第4項の規定を 準用し、日割りで減額した通勤手当を支給する。
- 5 通勤経路又は通勤方法の変更を希望する従業員は、事前に会社に申請して許可を受けなけれ ばならない。
- 6 会社が許可しない通勤経路又は通勤方法による通勤が明らかとなったとき又は、通勤経路又は通勤方法に関して会社に虚偽の届出をしたことが明らかとなったときは、その日以降通勤手当を支給しない。

第3章 賞 与

(原則)

第13条 会社は、従業員の労に報いるため、利益及び当人の貢献度に応じた賞与を支給する。但し、 経営上の理由により支給しないことがある。

(支払時期、支払方法)

- 第14条 賞与は、原則として毎年7月及び12月に支給するものとし、支払日は会社が定める。
 - 2 賞与の支給対象は、原則として、支払日に在籍し、支払日以降も勤続が見込まれる勤続 6 ヶ 月以上の従業員とする。
 - 3 会社は、賞与の支給対象とならない従業員に寸志を支給することができる。

賞与の払い方は会社の自由ですが、第2項により、賞与を受け取ってすぐに辞めようと画策している人を牽制します。また、第3項で該当しないものにも支給することができるようにしています。

(賞与の計算)

第15条 賞与の金額は、別に定める人事評価規程による評価結果と経営状況を勘案して、都度会社が 決める。この場合にあって、特に成績の悪い従業員には賞与を支給しない。

賞与は法令上必ずしも支給しなくてもいいので、恩恵的に支給するといった文脈にして当然に支給される給与とは区別しました。また、評価期間を強調するとその間の退職者に権利が生ずると考えられますから、評価期間についてはぼかしました。

有休休日の給与に関しては就業規則第33条第8項の規定で十分です、また、「退職金は当然の権利ではない」=「賃金ではない(労働の対価として当然に生ずる債権ではない)」点を強調するために、資料の第10条及び第11条は省きました。

第4章 附 則

(施行)

第16条 この賃金規程は、平成16年1月1日より施行する。

(賃金等級)

第17条 本規程の実施に伴い諸手当を基本給に一本化した新しい賃金等級を決定して全ての従業員に 通知する。

(経過措置)

- 第18条 本規程による基本給の額が通勤手当及び時間外勤務手当を除く従前の給与の支給額に満たないときは、原則として平成16年8月31日までの間、差額を調整給として支給し、給与の額が下がらないようにする。ただし、本規程施行後に本人の業績及び勤務態度を元に等級の変更を決定した従業員に対しては、それ以後は調整給を支給しない。
 - 2 調整給の計算に使用する営業手当及び技術手当の額は、平成15年6月から平成15年11月に実際に支給された金額の平均値とする。

(取扱)

- 第19条 会社が許可した場合又は法令の定めによる場合を除き、この就業規則及び関連文書のコピー 及び持ち出しを禁止する。
 - 2 会社が許可した場合又は法令の定めによる場合を除き、この就業規則及び関連文書の内容を 社外の第三者に洩らしてはならない。

(周知)

- 第20条 会社は、説明会等によりこの就業規則及び関連文書の内容をその対象となる従業員に周知させるように努める。
 - 2 会社は、この就業規則及び関連文書を所定の保管場所に保管し、保管場所において希望する 従業員に自由に閲覧させる。

リーダーとし ての働きに対 して1万円プ ラス

残業代と管理 の働きに対し て5万円プラ

別表 1 俸給表

| 級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4 級 | 5 級 |
|----|-------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|----------|
| 号 | 一般職 | | 管理職 | | |
| 1 | 150,000円 | 176,500円 | 223,700円 | 328,500円 | 432,600円 |
| 2 | 151,800円 | ₱78,900円 | f 227,200円 | ₱35,000円 | #43,400円 |
| 3 | 153,600円 | 181,400円 | 230,800円 | 341,700円 | 454,400円 |
| 4 | 155,400円 | 183,900円 | 234,400円 | 348,500円 | 465,700円 |
| 5 | 157,200円 | 186,400円 | 238,100円 | 355,400円 | 477,300円 |
| 6 | 159,000円 | 189,000円 | 241,900円 | 362,500円 | 489,200円 |
| 7 | 160,900円 | 191,600円 | 245,700円 | 369,700円 | 501,400円 |
| 8 | 162,800円 | 194,200円 | 249,600円 | 377,000円 | 513,900円 |
| 9 | 164,700円 | 196,900 [1 | 253,500円 | 384,500円 | 526,700円 |
| 10 | 166,600円 | 199,600円 | 257,500 [1 | 392,100円 | 539,800円 |
| 11 | 168,500円 | 202,300円 | 261,600円 | 399,900円 | 553,200円 |
| 12 | 170,500円 | 205,100円 | 265,700円 | 407,800円 | 567,000円 |
| 13 | 172,5 <mark>0</mark> 0円 | 207,900円 | 269,900円 | 415,900円 | 581,100円 |
| 14 | 174, <mark>3</mark> 00円 | 210,800円 | 274,200円 | 424, <mark>2</mark> 00円 | 595,600円 |
| 15 | 176,500円 | 213,700円 | 278,500円 | 432,600円 | 610,400円 |
| 16 | 178,600円 | 216,600円 | 282,900円 | 441,200円 | 625,600円 |
| 17 | 180,700円 | 219,600円 | 287,400円 | 450,000円 | 641,200円 |
| 18 | 182,800円 | 222,600円 | 291,900円 | 459,000円 | 657,200円 |
| 19 | 184,900円 | 225,700円 | 296,500円 | 468,100円 | 673,600円 |
| 20 | 187,100円 | 228,800円 | 301,200円 | 477,400円 | 690,400円 |
| 21 | 189,300円 | 232,000円 | 306,000円 | 486,900円 | 707,600円 |
| 22 | 191,500円 | 235,200円 | 310,800円 | 496,600円 | 725,200円 |
| 23 | 193,700円 | 238,400円 | 315,700円 | 506,500円 | 743,300円 |
| 24 | 196,000円 | 241,700円 | 320,700円 | 516,600円 | 761,800円 |
| 25 | 198,300円 | 245,000円 | 325,800円 | 526,900円 | 780,800円 |
| 26 | 200,600円 | 248,400円 | 331,000円 | 537,400円 | 800,300円 |
| 27 | 203,000円 | 251,800円 | 336,200円 | 548,100円 | 820,300円 |
| 28 | 205,400円 | 255,300円 | 341,500円 | 559,000円 | 840,800円 |
| 29 | 207,800円 | 258,800円 | 346,900円 | 570,100円 | 861,800円 |
| 30 | 210,200円 | 262,400円 | 352,400円 | 581,500円 | 883,300円 |
| | | | | | |

年収の微調節は賞与で行い、小さな功績への褒美は表彰で行い、長年の勤続と貢献には退職 金で報います。号よりも級を上げた方が「責任」を自覚させやすいですから通常は15号以上 を使用しませんが、基本給を同じにしつつ級に差をつけたいなどの場合に対応するために30 号まで決めています。昇格や降格では、職格とともに「級」を変えるのが効果的です。